

THANKS!

感謝 心 定期貯金

募集!

期間中、定期貯金を
10万円以上(期間1年)
お預け入れいただける
個人の方に、下記の金利で
お預かりいたします。

JAネットバンク
はこちらから



個人向け
JAネットバンクで
お預け入れの方

年0.10%

(税引後 年0.079%)

ATMで
お預け入れの方

年0.08%

(税引後 年0.063%)

窓口で
お預け入れの方

年0.07%

(税引後 年0.055%)



JAグリーン近江キャラクター

募集期間

2022年2月1日(火)~2022年3月31日(木)

※お預け入れは個人の方に限ります。

※特別金利の適用は初回満期日までとし、満期日以後は継続日における店頭金利を適用いたします。

※満期日までに中途解約される場合は、当JA所定の中途解約利率が適用されます。

※お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税がかかります。

※金利情勢の変化等により、取扱期間中であっても適用金利の変更、または取扱いを中止する場合がございます。

※店頭に説明書をご用意しております。

(金利は2022年2月1日現在)

くわしくは、お近くのJA窓口にお気軽にお問い合わせください。

地域に応援!



JAバンク

JAグリーン近江

<https://www.jagreenohmi.jas.or.jp/>

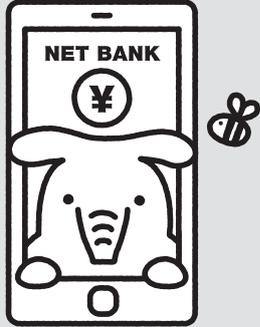
安土支店 TEL.46-2561
大中の湖支店 TEL.46-6003
五個荘支店 TEL.48-2404
能登川支店 TEL.42-2131

八幡東支店 TEL.38-5000
八幡北支店 TEL.32-2376
八幡西支店 TEL.33-3434
竜王支店 TEL.58-0353

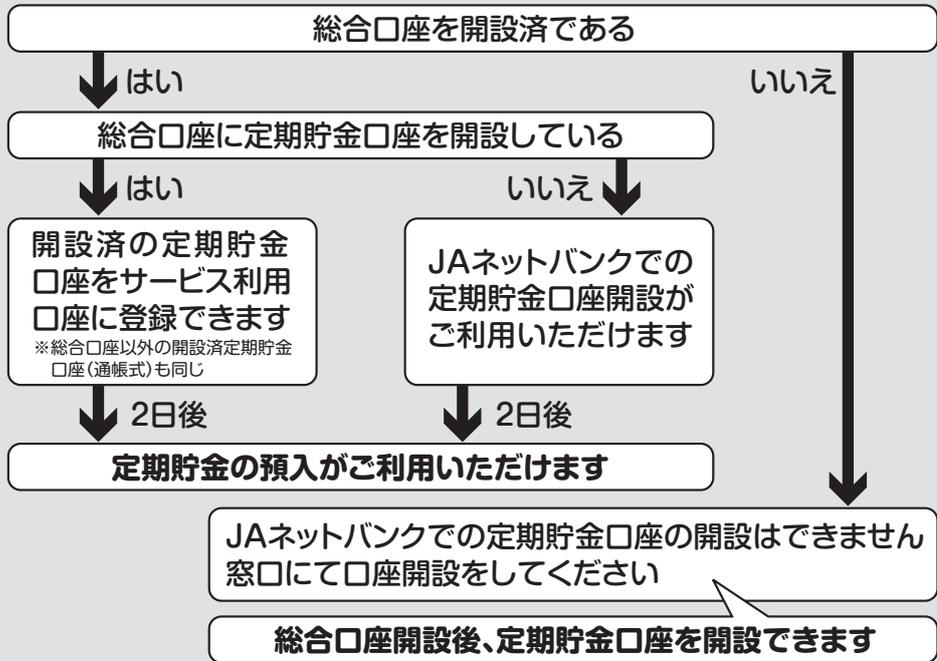
日野東支店 TEL.52-2211
日野西支店 TEL.52-2255
日野北支店 TEL.52-2251
八日市南支店 TEL.22-3003

八日市北支店 TEL.22-0374
八日市西支店 TEL.22-2171
永源寺支店 TEL.27-1251

定期貯金口座 開設について



©よりそう



【商品説明】

商 品 名	スーパー定期貯金(単利型) (愛称)感謝定期貯金
ご利用いただける方	定期貯金を10万円以上(期間1年)お預け入れいただける個人の方。
期 間	◎定型方式 ◎1年 ◎自動継続(元金継続または元利金継続)のみの取扱いとなります。
預 入 方 法	① 預 入 方 法 一括預入
	② 預 入 金 額 10万円以上1,000万円以内 ※ただし、ATMによるお取扱いの場合、現金でのお預け入れは1口100万円まで、口座振替でのお預け入れは1口9,999,999円まで。
	③ 預 入 単 位 1円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
利 息	① 適 用 金 利 ◎個人向けJAネットバンクでお預け入れの場合、右記の約定利率を初回満期日まで適用します。/年0.10%(税引後 年0.079%) ◎ATMでお預け入れの場合、右記の約定利率を初回満期日まで適用します。/年0.08%(税引後 年0.063%) ◎窓口でお預け入れの場合、右記の約定利率を初回満期日まで適用します。/年0.07%(税引後 年0.055%) ◎自動継続後は、自動継続時のスーパー定期貯金(単利型)の約定利率を当該満期日まで適用します。
	② 利 払 頻 度 満期日以後に一括して支払います。
	③ 計 算 方 法 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
	④ 税 金 20.315%(国税15.315%、地方税5%) [*] の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。
	⑤ 金利情報の入手方法 金利は店頭のコピーボードに表示しています。
募 集 総 額	合計40億円
お 取 扱 期 間	2022年2月1日(火)～2022年3月31日(木)
制 約 条 件	新規資金または同額以上の書替継続によるお預け入れとさせていただきます。
手 数 料	なし
付加できる特約事項	◎総合口座の担保に組入れられます。(貸越率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ◎窓口でのお取扱いに限り、マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のお取扱いができます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 約定利率×30% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯 金 保 険 制 度 (公 的 制 度)	保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本店または金融事業部(電話:0748-25-1922)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融事業部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 滋賀弁護士会(電話:077-522-3238) 京都弁護士会(電話:075-231-2378) なお、上記弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談(有料)を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。(弁護士を代理人としてお申し立てされる場合には不要です。)

(2022年2月1日現在)

地域に応援!